

## 答 申

### 第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が平成29年(2017年)9月22日付け平成29環境政策第418号で行った公文書開示請求の却下決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 第2 審査請求に至る経過

#### 1 公文書の開示請求

審査請求人は、平成29年9月14日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「萩市羽賀台太陽光パネル発電所建設に関し、山口県環境政策課における、その建設等に関して、山口県環境政策課が、その確認へいたっている、山口県環境政策課にて所有をされる文書、公文書記録」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の処分

実施機関は、本件請求に係る公文書（以下「本件対象公文書」という。）は存在しないとして、本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成29年9月26日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

環境生活部環境政策課地球温暖化対策班と商工労働部商政課電力対策班からの主張が相違のため

#### 3 実施機関の理由説明に対する意見

- (1) 審査請求人は、平成28年度山口県中央県民相談室（以下「中央県民相談室」という。）の相談受付簿No.547に記載のとおり、「実家のそばに大規模な太陽光パネルが設置される。等」について、平成28年9月29日、実施機関へ相談をしに行っている。よって、実施機関からの弁明書の最初から強く反論する。
- (2) 今回、その提出する証拠書類、審査請求人による連絡書面20枚各内容が実施機関には、ありながら、実施機関からの弁明書は、審査請求人に対しての配慮がない。
- (3) よって、中央県民相談室相談に記載をされて、審査請求人からは、その中央県民相談室へ既提出済み、宇部市長宛へ請求書等へと至る内容に沿い、実施機関へ迅速なるその履行を求める。

(4) 今までの審査請求人による中央県民相談室相談の各内容については、重大なる責任が内外の諸機関に度重なり発生しているため、実施機関からの遅延対応による回復処置についても、この機会にそれを強く求める。

#### 第4 実施機関の説明要旨

審査請求人は、平成29年9月12日に環境政策課において、環境政策課及び商政課の職員に、萩市羽賀台の大規模太陽光発電所（以下「メガソーラー」という。）の建設について相談を行った。

同月13日、審査請求人は、自ら作成した前日の環境政策課訪問記録をFAXした後、環境政策課を再訪問し、同メガソーラーの建設について、再度相談を行った。同月14日、審査請求人は、本件請求を行ったが、本件処分は、環境政策課と商政課の主張する内容が異なるためだと主張する。

しかし、(1) 環境政策課が所管する太陽光発電に関する事務は、①「山口県産再生可能エネルギー関連設備等導入支援事業補助金交付要綱」に基づく住宅用太陽光発電システムの導入補助金の交付、②「山口県地球にやさしい環境づくり融資要綱」に基づく住宅用太陽光発電システム整備への融資及び③「山口県地球温暖化対策施設等整備資金融資要綱」に基づく中小企業者又は組合が自家用に供する太陽光発電システム整備への融資であり、事業用メガソーラー建設に係る事務は所管しておらず、同メガソーラーに関する公文書を作成又は取得することはない。したがって、本件対象公文書は存在しない。

(2) 平成29年9月12日に、審査請求人が環境政策課を訪問し、同メガソーラーについて相談した内容は、環境政策課所管外の事務に係るものであったことから、面談した環境政策課職員は、メガソーラーを含む太陽光発電の設置認定に係る事務は、経済産業省所管であることを説明するとともに、同省ホームページの相談窓口を審査請求人に紹介した。

あわせて、メガソーラー事業全般に関する本県の相談窓口である商政課職員に同席を求め、審査請求人の相談を受けた結果、当該メガソーラー建設については、商政課が、県の権限の範囲内で法令違反等の有無を調査し、審査請求人に回答する旨を約束した。

また、審査請求人が、同月13日に環境政策課を再訪問し、同メガソーラーについて相談した内容も、環境政策課所管外の事務に係るものであったことから、面談した環境政策課職員は、審査請求人にその旨の説明を行った。

以上、審査請求人からの相談については、その内容が環境政策課の所管外の事務に係るものであることから、環境政策課として相談記録を作成する必要はないものとして、文書を作成していない。

すべての相談対応に関する文書を作成しなければならないとの法令の定めはなく、また、本相談対応についての上司への報告は、口頭で行っているため、該当する文書

は存在しない。

(3) 平成29年9月13日に、審査請求人から環境政策課に対してFAXで送信された文書は、環境政策課職員が相談対応に当たったの参考とするため收受し、相談対応時まで保管していたものであることから、条例第2条第2項の「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」には該当しない。また、該当文書は、その記載内容から本件対象公文書には該当しないものと解している。

(4) さらに、審査請求人は、平成29年9月12日の環境政策課及び商政課の職員との面談の際、環境政策課職員が「同メガソーラーの建設について、萩市に確認する。」と発言したと商政課職員が述べたのに対し、同月25日に環境政策課に電話した際、環境政策課職員が「萩市に確認するとは言っていない。」と説明し、双方の説明内容が異なることから、本件処分となっているとして、この取り消しを求めると主張している。

しかし、本件処分は、開示請求に係る公文書が存在しなかったため、条例の規定及びその解釈に従い適正になされたものであり、何ら不当な点は存在せず、審査請求人の主張は理由がない。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件対象公文書の内容

本件対象公文書は、萩市羽賀台太陽光パネル発電所建設に関し、山口県環境政策課における、その建設等に関して、山口県環境政策課が、その確認へいたっている、山口県環境政策課にて所有をされる文書、公文書記録である。

### 2 本件対象公文書の存否

まず、公文書についてであるが、条例第2条第2項において、「この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と定められている。

また、「実施機関の職員が組織的に用いるもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共有文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用・保存されている状態のものを意味するので、これらの定義及び趣旨を踏まえて、本件対象公文書の存否について判断する。

審査会において、実施機関に確認したところ、萩市羽賀台の大規模太陽光発電所は、事業用メガソーラーに該当するものであり、環境政策課が所管する太陽光発電に関する事務（「山口県産再生可能エネルギー関連設備等導入支援事業補助金交付要綱」に基づく住宅用太陽光発電システムの導入補助金の交付、「山口県地球にやさしい環境づくり融資要綱」に基づく住宅用太陽光発電システム整備への融資及び「山口県地球温暖化対策施設等整備資金融資要綱」に基づく中小企業者又は組合が自家用に供す

る太陽光発電システム整備への融資)には該当しないものであることが認められた。

このほか、審査会において実施機関の事務分掌に係る関係規程等を確認したところ、萩市羽賀台の大規模太陽光発電所の建設について、環境政策課が所管して公文書を作成し保有していることをうかがわせるような事情も認められなかった。

よって、環境政策課の職員が、平成29年9月12日に審査請求人の訪問を受けて相談対応を行い、また、同月13日には審査請求人からFAXで送信された文書を收受した上で相談対応を行ったが、その内容が所管外の事務に係るものであることから、上司へ口頭での報告は行ったものの、相談記録を職務上作成しなかったこと、また、取得したFAX文書を組織的に用いるものとして保有しなかったとして、本件請求に係る公文書は存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

### 3 その他

なお、審査請求人は、実施機関の対応等について、審査請求書及び反論書に文書を添付し種々述べているが、審査会は、条例に基づく実施機関の決定について判断すべきものと考えており、その判断に直接関係しない主張の適否については、判断するところではない。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

## 第6 審査会の審査経過等 別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
平成29年11月15日	実施機関から諮問を受けた。
令和元年5月20日	事案の審議を行った。
令和元年7月23日	事案の審議を行った。
令和元年9月10日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	
石 原 詠美子	弁護士	
沖 本 浩	弁護士	会長
高 松 恵 子	司法書士	会長職務代理者
水 谷 芳 昭	公認会計士	

(令和元年9月10日現在)